

令和8年度 定期接種及び任意接種

| 予防接種の種類 | | 予診票 | 対象者 | | 標準的な接種期間 | 回数 | 間隔 | 備考 | |
|---|--|----------|---|--|---|--------------|--|--|--|
| RSウイルス | | 持参(窓口配布) | 妊娠28週0日から36週6日までの妊婦(妊娠毎に対象) | | | 1回 | | RSウイルスワクチンのみ使用可能。(抗体製剤は対象外。) 妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと判断される者については、注意を要する者として扱う。 妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合には、その14日前までに接種を完了させるのが好ましい。 | |
| 五種混合(DPT-IPV-Hib) | | 持参(問診手帳) | 1期初回 | 生後2月から生後90未満 | 生後2月から生後7月未満 (標準的には20日から56日までの間隔を置いて3回) | 3回 | 20日以上 | 四種混合又はヒブで接種を開始して接種が完了していない場合、残り回数を五種混合で接種が可能。 | |
| | | | 1期追加 | 生後2月から生後90未満 | 1期初回終了後6月から18月までの間隔を置いて1回 | 1回 | 1期初回終了後、6月以上の間隔をおく | | |
| 四種混合(IPV-DPT) 三種混合(DTP) 不活化ポリオ(IPV) | | 持参(問診手帳) | 1期初回 | 生後2月から生後90未満 | 生後2月から生後12月未満 (標準的には20日から56日までの間隔を置いて3回) | 3回 | 20日以上 | | |
| | | | 1期追加 | 生後2月から生後90未満 | 1期初回(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく | 1回 | 1期初回(3回)終了後、6月以上の間隔をおく | | |
| B型肝炎 | | 持参(問診手帳) | 生後1歳に至るまでの間にある者 | | 生後2か月に達した時から生後9か月に達するまでの期間 | 3回 | 27日以上の間隔を置いて2回接種した後、初回接種から139日以上の間隔を置いて1回(3回目)接種すること | | |
| 二種混合(DT) | | 持参(送付) | 2期 | 11歳から13歳未満 | 11歳から12歳未満 | 1回 | | 接種量は0.1ml。 小学6年生の学年で接種できなかった場合、13歳になる前までに接種を行う。 | |
| 結核(BCG) | | 持参(問診手帳) | 1歳未満 | | 生後5月から8月未満 | 1回 | | | |
| 麻しん風しん混合(MR) | | 持参(問診手帳) | 1期 | 生後12月から生後24月未満(※1) | | 1回 | | 生後12月未満で緊急的に接種している場合、それは接種回数には含まれません。 | |
| | | | 2期 | 5歳から7歳未満(小学校就学の前年度)(※1) | | 1回 | | | |
| | | 任意の予診票 | 5期 | 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性(※1) | | 1回 | | 長期療養特例(抗体検査の結果が陰性であり、令和6年度に接種できなかった者)のみ | |
| 日本脳炎 | | 持参(問診手帳) | 1期初回 | 生後6月から生後90未満 | 3歳から4歳未満 (標準的には6日から28日までの間隔を置いて2回) | 2回 | 6日以上 | | |
| | | | 1期追加 | 生後6月から生後90未満 | 4歳から5歳未満 (標準的にはおおむね1年経過した時期) | 1回 | 初回接種終了後6か月以上 | | |
| | | 持参(申請) | 1期特例 | 【平成7年4月2日から平成19年4月1日生】 9歳から13歳未満 【平成19年4月2日から平成21年10月1日生】 9歳から13歳未満 | | | | | 勧奨差し控えにより1期の接種期間に3回の接種ができなかった者は、未接種の残り回数を接種することができる。 |
| | | 持参(送付) | 2期 | 9歳から13歳未満 | 9歳から10歳未満 | 1回 | | | |
| | | 持参(申請) | 2期特例 | 【平成7年4月2日から平成19年4月1日生】 13歳から20歳未満 | | | | 勧奨差し控えにより2期の接種期間に接種ができなかった者は、未接種の第2期分を接種することができる。 | |
| ヒブ | | 持参(問診手帳) | 【標準的な接種方法】 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が生後2月から7月未満 | | 標準的には、生後12月に至るまでの間に27日以上56日までの間隔を置いて3回 | 3回(初回) | 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて2回 | 初回接種2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上の間隔を置いて1回行うこと。 | |
| | | | 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が生後7月から12月未満 | | 標準的には、初回終了後生後7月以上生後13月までの間隔を置いて1回 | 1回(追加) | 初回終了後7月以上の間隔を置いて1回 | | |
| | | | 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が生後7月から12月未満 | | 標準的には、生後12月に至るまでの間に27日以上56日までの間隔を置いて2回 | 2回(初回) | 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて2回 | 初回2回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上の間隔を置いて1回行うこと。 | |
| | | | 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が12月から60月未満 | | 標準的には、初回終了後生後7月以上生後13月までの間隔を置いて1回 | 1回(追加) | 初回終了後7月以上の間隔を置いて1回 | | |
| 小児の肺炎球菌 (15価/20価) | | 持参(問診手帳) | 【標準的な接種方法】 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が生後2月から7月未満 | | 標準的には、生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて3回 | 3回(初回) | 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて3回 | 初回2回目及び3回目の接種は、生後24月までに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと(追加接種は可能)。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は、初回3回目は行わないこと(追加接種は可能)。 | |
| | | | 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が生後7月から12月未満 | | 標準的には、初回終了後生後12月以上生後15月までの間に、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1回 | 1回(追加) | 生後12月以降に初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1回 | | |
| | | | 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が12月から24月未満 | | 標準的には、生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて2回 | 2回(初回) | 生後12月までに27日以上の間隔を置いて2回 | 初回2回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと(追加接種は可能)。 | |
| | | | 生後2月から生後60月未満 ※接種開始年齢が24月から60月未満 | | | 1回(追加) | 生後12月以降に初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1回 | | |
| 子宮頸がん(HPV) (9価)※2価/4価は対象外 | | 持参(送付) | 小6から高1までの女子 | | 中学1年生の1年間 【標準的な接種方法】 初回接種後2月の間隔を置いて2回目接種を行い、初回接種から6月の間隔を置いて1回接種の計3回(初回接種を15歳未満で受けた場合は、6月の間隔を置いて2回目接種を行い、計2回で完了とすることができる。) | 3回 (又は2回) | | 標準的な接種方法をとることができない場合、1月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔を置いて1回行うこと。(2回で接種を完了とする場合は、5月以上の間隔を置いて2回目を打つこと。なお、2回目を5月未満で行った場合は、2回目から3月以上の間隔を置いて3回目を実施すること。) | |
| 水痘 | | 持参(問診手帳) | 生後12月から36月未満 | | 初回接種開始は、生後12月から生後15月までの間 2回目の接種は、1回目接種後6月から12月までの間 | 2回 | 3月以上 | 水痘に罹患している場合は、免疫を獲得しているものと考えられるため対象から外れる。 既に任意で接種を受けている場合は、その回数を考慮し接種を行う。 | |
| ロタ | | 持参(問診手帳) | 1価(ロタリックス) | | 初回接種は、生後2月から生後14週6日までの間 | 2回 | 27日以上 | 15週以降に初回接種を行う場合の安全性は確立されていないため、初回接種は14週6日までに行うこと。 | |
| | | | 5価(ロタテック) | | 初回接種は、生後2月から生後14週6日までの間 | 3回 | 27日以上 | | |

(※1)ワクチン在庫僅少による特例が認められる。

【対象者】1期:令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者

2期:令和6年度における第2期の対象者(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの)であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者

5期:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性の男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者

【適応期間】令和7年4月1日から令和9年3月31日まで適用。